

KACHIEL セミナー

2023 年 12 月 4 日

金融商品の仕組みと税金

～令和 5 年分の確定申告に向けて～

目 次

①	令和5年度の金融・証券税制の主な改正点及び概要 ..	1
②	株式にかかる税金	6
③	公社債・金融類似商品にかかる税金	36
④	投資信託にかかる税金	41
⑤	外国の株式・投資信託・預金等にかかる税金	49
⑥	その他の証券税制等	73

① 令和5年度の個人に係る金融・証券税制の主な改正点

Q1-1 令和5年度の個人に係る金融・証券税制の改正点について教えてください。

A 令和5年度は、次のような改正が行われました。

《令和5年度の主な改正点》

1 新しいNISA

従来のNISAが新しいNISAに変わり、令和6年1月1日投資分から開始されます。

制度の概要

- (1) 非課税保有期間が無期限化
- (2) 口座開設期間が恒久化
- (3) つみたて投資枠と、成長投資枠の併用が可能
- (4) 年間投資枠が拡大（つみたて投資枠：年間120万円、成長投資枠：年間240万円、合計最大年間360万円まで投資が可能。）
- (5) 非課税保有限度額は、全体で1,800万円(成長投資枠は1,200万円。枠の再利用が可能。）。

新しいNISA【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠)(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等(注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

(参照：金融庁ホームページ)

従来のNISA【～令和5年】

	つみたてNISA (2018年創設)	← 選択制 →	一般NISA (2014年創設)
年間投資枠	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

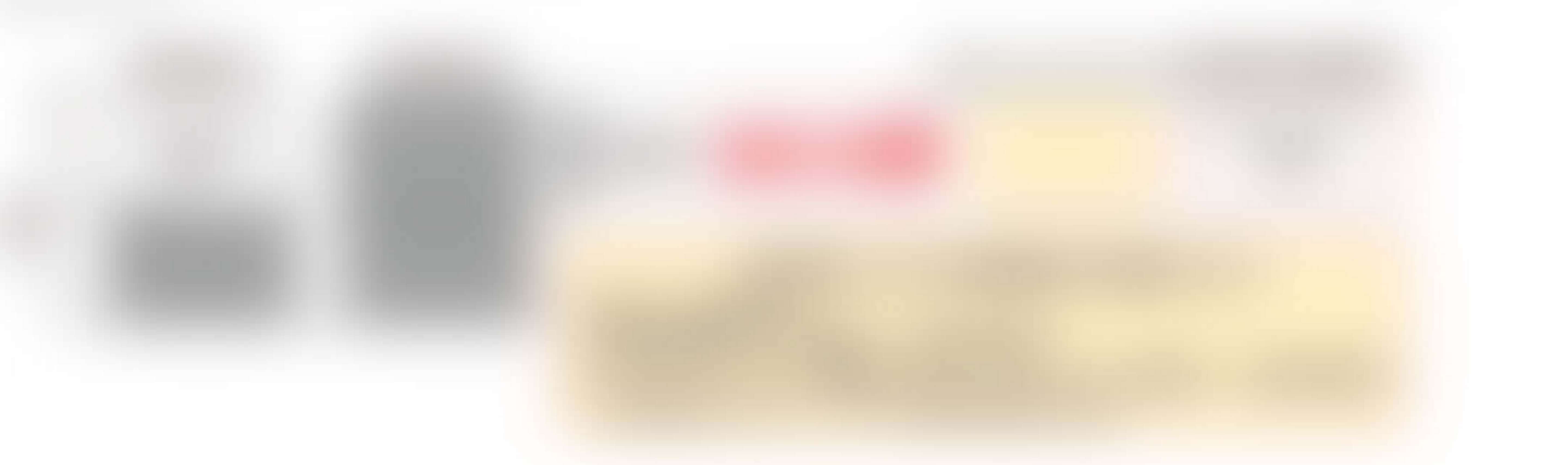
■ 新しいNISAの特徴


- (1) 非課税保有限度額については、買付け残高（簿価残高）で管理されるので、NISA 口座内の商品を売却した場合は、当該商品の簿価分の非課税枠を再利用できることとなります。
- (2) 金融機関の変更は、年単位で行うことが可能です。利用者それぞれの非課税保有限度額は、国税庁で一括管理されます。
- (3) つみたて投資枠と成長投資枠を別々の金融機関で利用することはできません。一つの金融機関で利用することになります。なお、年単位で金融機関を変更することは可能です。
- (4) つみたて投資枠だけで非課税保有限度額（1,800万円）を使い切ることは可能です。また、つみたて投資枠を使わず、成長投資枠だけを利用することも可能です。ただし、成長投資枠の非課税保有限度額は1,200万円です。
- (5) 新しいNISAを始める際に、従来のNISA（一般・つみたて）で保有している商品を売却する必要はありません。購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間そのまま保有可能で、売却も自由です。ただし、非課税期間終了後、新しいNISAに移管（ロールオーバー）することはできません。
- (6) 非課税保有限度額（1,800万円）は、新しいNISAで投資した分からカウントされるので、令和5年12月31日までに従来のNISA（一般・つみたて）で投資した金額は含まれません。1,800万円とは別枠になります。
- (7) 従来のジュニアNISAで投資した商品については、非課税期間（5年）終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することが可能です。
- (8) 従来のNISA（一般・つみたて）を利用している者については、新制度開始後に新しいNISA口座（つみたて投資枠及び成長投資枠）が自動的に設定され、特に手続きを行う必要はありません。

■ 職場つみたてNISAの奨励金を給付した場合の取扱い

事業主等が従業員に給付する職場つみたてNISAの奨励金が、給与等以外の費用として経理されている場合でも、賃上げ促進税制の対象となる「給与等」に該当します。

[Blurred text]

















QUESTION 1 **QUESTION 2** **QUESTION 3** **QUESTION 4** **QUESTION 5**

QUESTION 1

QUESTION 2

QUESTION 3

QUESTION 4

QUESTION 5

QUESTION 6

QUESTION 7

QUESTION 8

QUESTION 9

QUESTION 10

QUESTION 11

QUESTION 12

QUESTION 13

QUESTION 14

QUESTION 15

QUESTION 16

QUESTION 17

QUESTION 18

QUESTION 19

QUESTION 20

QUESTION 21

QUESTION 22

QUESTION 23

QUESTION 24

QUESTION 25

QUESTION 26

QUESTION 27

QUESTION 28

QUESTION 29

QUESTION 30

QUESTION 31

QUESTION 32

QUESTION 33

QUESTION 34

QUESTION 35

QUESTION 36

QUESTION 37

QUESTION 38

QUESTION 39

QUESTION 40

QUESTION 41

QUESTION 42

QUESTION 43

QUESTION 44

QUESTION 45

QUESTION 46

QUESTION 47

QUESTION 48

QUESTION 49

QUESTION 50

QUESTION 51

QUESTION 52

QUESTION 53

QUESTION 54

QUESTION 55

QUESTION 56

QUESTION 57

QUESTION 58

QUESTION 59

QUESTION 60

QUESTION 61

QUESTION 62

QUESTION 63

QUESTION 64

QUESTION 65

QUESTION 66

QUESTION 67

QUESTION 68

QUESTION 69

QUESTION 70

QUESTION 71

QUESTION 72

QUESTION 73

QUESTION 74

QUESTION 75

QUESTION 76

QUESTION 77

QUESTION 78

QUESTION 79

QUESTION 80

QUESTION 81

QUESTION 82

QUESTION 83

QUESTION 84

QUESTION 85

QUESTION 86

QUESTION 87

QUESTION 88

QUESTION 89

QUESTION 90

QUESTION 91

QUESTION 92

QUESTION 93

QUESTION 94

QUESTION 95

QUESTION 96

QUESTION 97

QUESTION 98

QUESTION 99

QUESTION 100

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting.

2. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data. It includes a detailed description of the experimental procedures and the tools used for data collection.

3. The third part of the document presents the results of the study. It includes a series of tables and graphs that illustrate the findings of the research. The data shows a clear trend in the relationship between the variables being studied.

4. The fourth part of the document discusses the implications of the findings and provides recommendations for future research. It suggests that further studies should be conducted to explore the underlying mechanisms of the observed phenomena.

5. The final part of the document is a conclusion that summarizes the key points of the study and reiterates the importance of the findings. It also includes a list of references to the sources used in the research.



Q2-9 上場株式等の配当所得及び株式等譲渡所得は、住民税はどのように課税されるのでしょうか。

A 令和6年度分以後の住民税から、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得の課税方式が、所得税と一致させることとされています。

1. 上場株式等の配当所得等及び株式等譲渡所得と住民税

令和6年度分以後の住民税から、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方式について、所得税の課税方式と一致させるため、次の措置が講じられています。

すなわち、所得税において、上場株式等の配当所得等について総合課税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、個人住民税においてもこれらの課税方式が適用されます。また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税の確定申告書を提出し、これらの措置の適用を受ける場合に限り、個人住民税においても適用されます。

2. 特定配当所得及び特定株式等譲渡所得

特定配当所得とは、上場株式等の配当のうち大口株主等が支払を受けるものを除く配当で、所得税と個人住民税が20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、個人住民税配当割5%）の税率で源泉徴収（特別徴収）されているものをいいます。

特定株式等譲渡所得とは、源泉徴収選択特定口座に受け入れた上場株式等の譲渡所得等で、所得税と個人住民税が20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、個人住民税株式等譲渡所得割5%）の税率で源泉徴収（特別徴収）されているものをいいます。



③ 公社債・金融類似商品にかかる税金

公社債の課税方式

Q3-1 公社債の課税方式について教えてください。

A 特定公社債と一般公社債で課税方式が異なります(特定公社債と一般公社債の定義は、P.5の図表のとおりです。)

1. 特定公社債

- ① 利子は、20.315%源泉徴収され確定申告不要とするか、20.315%の申告分離課税とするか選択できます。
- ② 譲渡益は、20.315%申告分離課税。
- ③ 償還差益は、20.315%申告分離課税。
- ④ 譲渡損・償還差損は、特定公社債等の利子・償還差益・収益分配金、上場株式の譲渡益・配当と損益通算できます。
- ⑤ ④の通算後、損失が残っている場合は、翌年以後3年間繰越控除ができます(毎年連続して、確定申告が必要です。)

利子	※(イ)又は(ロ)のどちらかを選択できる (イ) 20.315%源泉徴収され確定申告不要 (所得税・復興税 15.315%、住民税 5%) (ロ) 20.315%申告分離課税 (所得税・復興税 15.315%、住民税 5%)
(利子所得)	(源泉徴収あり特定口座は、申告不要を選択できる。)
譲渡益	20.315%申告分離課税 (所得税・復興税 15.315%、住民税 5%)
(上場株式等の譲渡所得)	(源泉徴収あり特定口座は、申告不要を選択できる。)
償還差益	20.315%申告分離課税 (所得税・復興税 15.315%、住民税 5%)
(上場株式等の譲渡所得)	(源泉徴収あり特定口座は、申告不要を選択できる。)

譲渡損・償還差損は、
それぞれの間で損益通算できる



4 投資信託にかかる税金

公社債投資信託の課税方式

Q4-1 公社債投資信託の課税方式について教えてください。

A 公募と私募で課税方式が異なります。

1. 公募公社債投資信託

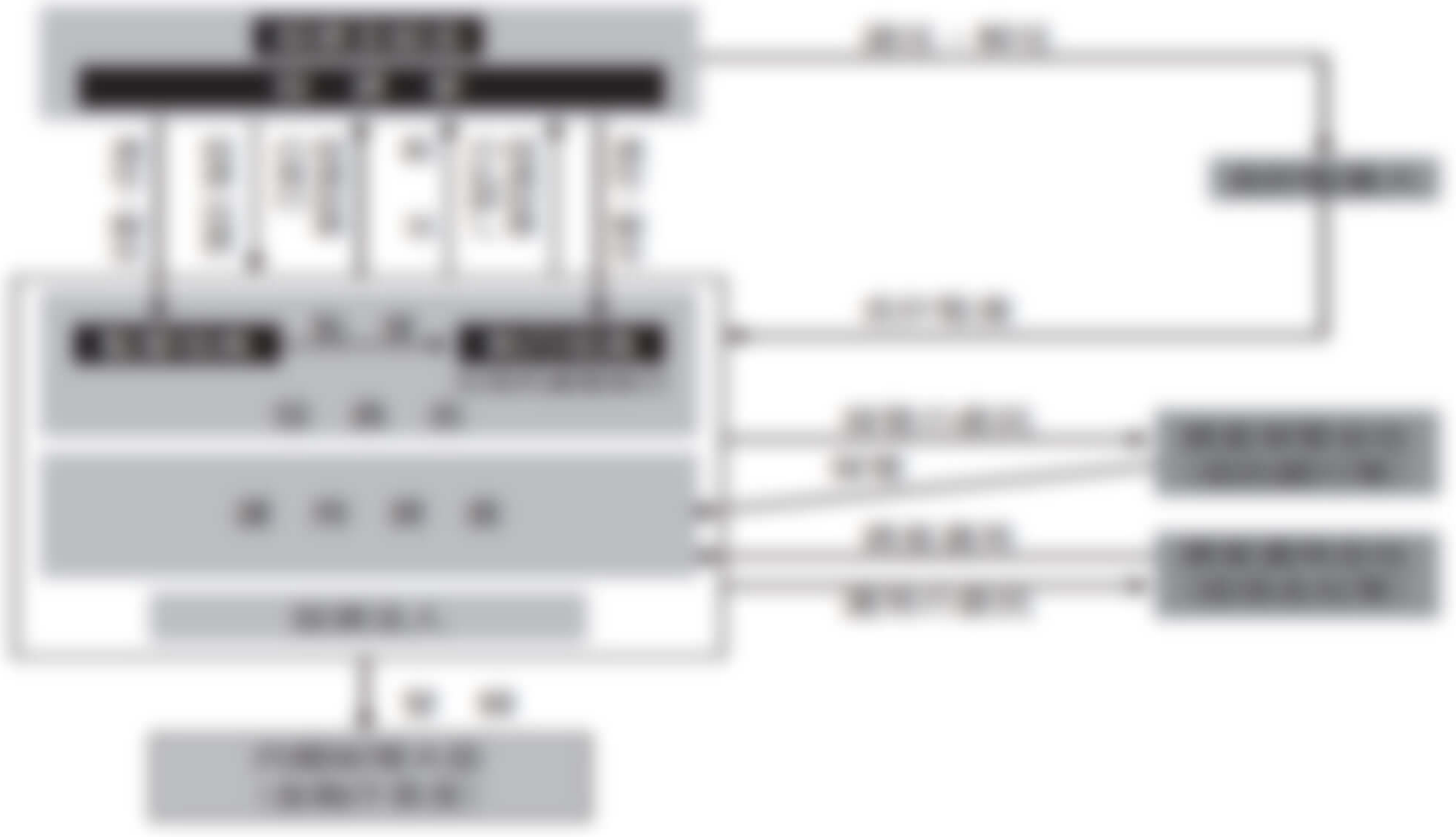
- ①収益分配金は、20.315%源泉徴収され確定申告不要とするか、20.315%の申告分離課税とするか選択できます。
- ②譲渡益は、20.315%申告分離課税。
- ③償還差益・解約益は、20.315%申告分離課税。
- ④譲渡損・償還差損・解約損は、特定公社債等の利子・償還差益・収益分配金、上場株式の譲渡益・配当と損益通算できます。
- ⑤④の通算後、損失が残っている場合は、翌年以後3年間繰越控除ができます（毎年連続して確定申告が必要です）。

収益分配金 (利子所得)	※(イ)又は(ロ)のどちらかを選択できる (イ)20.315%源泉徴収され確定申告不要 (所得税・復興税15.315%、住民税5%) (ロ)20.315%申告分離課税 (所得税・復興税15.315%、住民税5%) (源泉徴収あり特定口座は、申告不要を選択できる。)	譲渡損・償還差損は、 それぞれの間で損益通算できる
譲渡益 (上場株式等の譲渡所得)	20.315%申告分離課税 (所得税・復興税15.315%、住民税5%) (源泉徴収あり特定口座は、申告不要を選択できる。)	
償還差益 解約益 (上場株式等の譲渡所得)	20.315%申告分離課税 (所得税・復興税15.315%、住民税5%) (源泉徴収あり特定口座は、申告不要を選択できる。)	

COMMUNICATIONS NETWORKS (C/N) - AIR FORCE

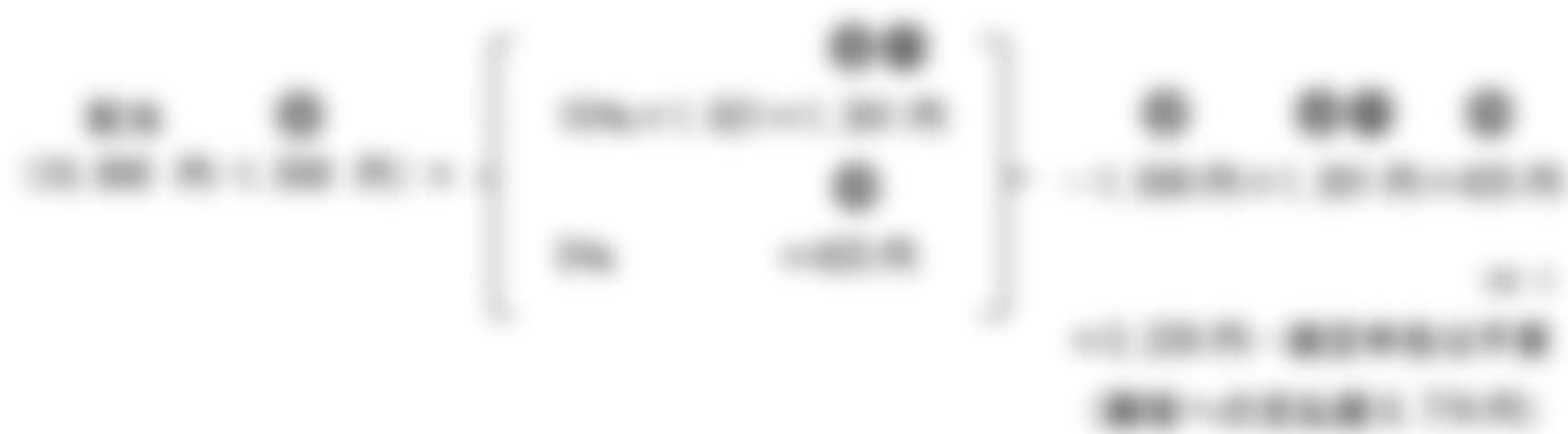


COMMUNICATIONS NETWORKS (C/N) - AIR FORCE



QUESTION 1

QUESTION 1 (10 MARKS)



- a. Explain the operation of the stack.
- b. Explain the operation of the queue.

Q5-2 日本国内で発行される外国株式投資信託には契約型と会社型があるそうですが、課税関係はどのように違いますか。

A 契約型のうち公募・契約型外国株式投資信託の収益分配金は、申告不要とされています。会社型外国投信は外国株式とみられますので、国内の課税関係も外国株式と同様に扱われます。次頁以降の表のとおりです。

■公募・契約型外国株式投信

⇒ 国内・公募契約型株式投信の課税関係と同じ（配当控除適用なし）

■会社型外国投信

⇒ 国内株式の課税関係と同じ（配当控除適用なし）

（上場会社型外国投信〈カントリーファンド等〉は国内上場株式の課税関係と同じ）

		利子・配当・収益分配金	譲渡益	償還差益
外国株式 (上場株式等)		配当所得(配当) (イ) (ロ) のどちらかを選択 (イ) 20.315%源泉徴収され申告不要 (ロ) 20.315%申告分離課税か総合課税選択 ※(ロ)の場合、配当控除不可、外国税額控除可	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税	—
外国公社債 (特定公社債)		利子所得(利子) (イ) (ロ) のどちらかを選択 (イ) 20.315%源泉徴収され申告不要 (ロ) 20.315%申告分離課税 ※(ロ)の場合、外国税額控除可	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税
外国投資信託 (上場株式等)	会上場外国 社株式投資信託 型	配当所得(収益分配金) (イ) (ロ) のどちらかを選択 (イ) 20.315%源泉徴収され申告不要 (ロ) 20.315%申告分離課税か総合課税選択 ※(ロ)の場合、配当控除不可、外国税額控除可	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税
契約型	公募外国 株式投資信託	配当所得(配当) (イ) (ロ) のどちらかを選択 (イ) 20.315%源泉徴収され申告不要 (ロ) 20.315%申告分離課税か総合課税選択 ※(ロ)の場合、配当控除不可、外国税額控除可	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税
	公募外国 公社債投資信託	利子所得(収益分配金) (イ) (ロ) のどちらかを選択 (イ) 20.315%源泉徴収され申告不要 (ロ) 20.315%申告分離課税 ※(ロ)の場合、外国税額控除可	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税	上場株式等譲渡所得 20.315%申告分離課税

Q5-3 日本国内の金融業者を通さずに、国外にある金融業者と直接取引した場合の税金の取扱いについて教えてください。

A 税金の取扱いは、利子、配当、株式の譲渡益などによって異なります。

1. 外国預金の利子

- ▶ 利子所得として、他の所得と合算して確定申告が必要(総合課税)。
- ▶ 外国で引かれている税金は確定申告のときに外国税額控除を受けることができる。
(注)
- ▶ 預金の解約等により生じた為替差益は、雑所得として確定申告が必要。ただし、給与所得のみで年末調整済みの会社員は、為替差益と預金利子が合計して20万円以下ならば、給与所得以外の所得が20万円以下なので申告義務なし。
(注) 外国税額控除の適用に当たっては、租税条約で定める限度税率で計算した金額を限度とする。

2. 外国株式の配当

【上場株式】

- ▶ 総合課税(配当所得)か20.315%申告分離課税を選択できる。配当控除を受けることはできない。外国で引かれている税金は、外国税額控除を受けることができる。
- ▶ 日本に登録した金融業者を通じた上場株式等の譲渡損失は、国外の金融業者を通じた上場株式等の配当等と損益通算できる。日本に登録した金融業者を通じたものでなければ、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算及び譲渡損失の繰越控除はできない。

【非上場株式】

- ▶ 総合課税(配当所得)。配当控除を受けることはできない。外国で引かれている税金は、外国税額控除を受けることができる。(注)
- ▶ 一般株式等の譲渡損とは損益通算できない。
(注) 外国税額控除の適用に当たっては、租税条約で定める限度税率で計算した金額を限度とする。

3. 外国株式の譲渡益(譲渡損)

【上場株式】

- ▶ 譲渡益は、20.315%申告分離課税(特定口座への受入れ不可)
- ▶ 国内の金融業者を通じて行い生じた上場株式等の譲渡損益と国外の金融業者を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡損益は、損益通算できる。
- ▶ 国外の金融業者を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡損は、上場株式等の配当等(国内・国外とも)と損益通算できない。日本に登録した金融業者を通じたものでなければ、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算及び譲渡損失の繰越控除はできない。
- ▶ 一般株式等とは損益通算できない。

【複選題】

- Ⓐ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**
- Ⓑ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**
- Ⓒ 國際法、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓓ 國際法、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓔ 國際法、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**

五、非選題(每題10分)

【複選題】

【題干】

- Ⓐ 2019年憲法增修條文
- Ⓑ 國際人權公約
- Ⓒ 中華民國憲法

【題干】

- Ⓐ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**
- Ⓑ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓒ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓓ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓔ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**

【題干】

- Ⓐ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**
- Ⓑ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓒ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓓ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓔ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**

【複選題】

【題干】

- Ⓐ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**
- Ⓑ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓒ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓓ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**
- Ⓔ 國際法、**2019年憲法增修條文**、**國際人權公約**、**中華民國憲法**、**國際法**

【例題1】(複選題)

【例題2】(複選題)

- Ⓐ 債權人得請求債務人履行債務
- Ⓑ 債權人得請求債務人賠償損害
- Ⓒ 債權人得請求債務人返還財產
- Ⓓ 債權人得請求債務人停止侵害
- Ⓔ 債權人得請求債務人消除危險

【例題3】(複選題)

- Ⓐ 債權人得請求債務人履行債務
- Ⓑ 債權人得請求債務人賠償損害
- Ⓒ 債權人得請求債務人返還財產
- Ⓓ 債權人得請求債務人停止侵害
- Ⓔ 債權人得請求債務人消除危險

【例題4】(複選題)

- Ⓐ 債權人得請求債務人履行債務
- Ⓑ 債權人得請求債務人賠償損害
- Ⓒ 債權人得請求債務人返還財產
- Ⓓ 債權人得請求債務人停止侵害
- Ⓔ 債權人得請求債務人消除危險

5. 債權保全(代位權與撤销權)

【例題1】(複選題)

【例題2】(複選題)

- Ⓐ 債權人得請求債務人履行債務
- Ⓑ 債權人得請求債務人賠償損害
- Ⓒ 債權人得請求債務人返還財產
- Ⓓ 債權人得請求債務人停止侵害
- Ⓔ 債權人得請求債務人消除危險

【例題3】(複選題)

- Ⓐ 債權人得請求債務人履行債務
- Ⓑ 債權人得請求債務人賠償損害
- Ⓒ 債權人得請求債務人返還財產
- Ⓓ 債權人得請求債務人停止侵害
- Ⓔ 債權人得請求債務人消除危險

【例題4】(複選題)

- Ⓐ 債權人得請求債務人履行債務
- Ⓑ 債權人得請求債務人賠償損害
- Ⓒ 債權人得請求債務人返還財產
- Ⓓ 債權人得請求債務人停止侵害
- Ⓔ 債權人得請求債務人消除危險

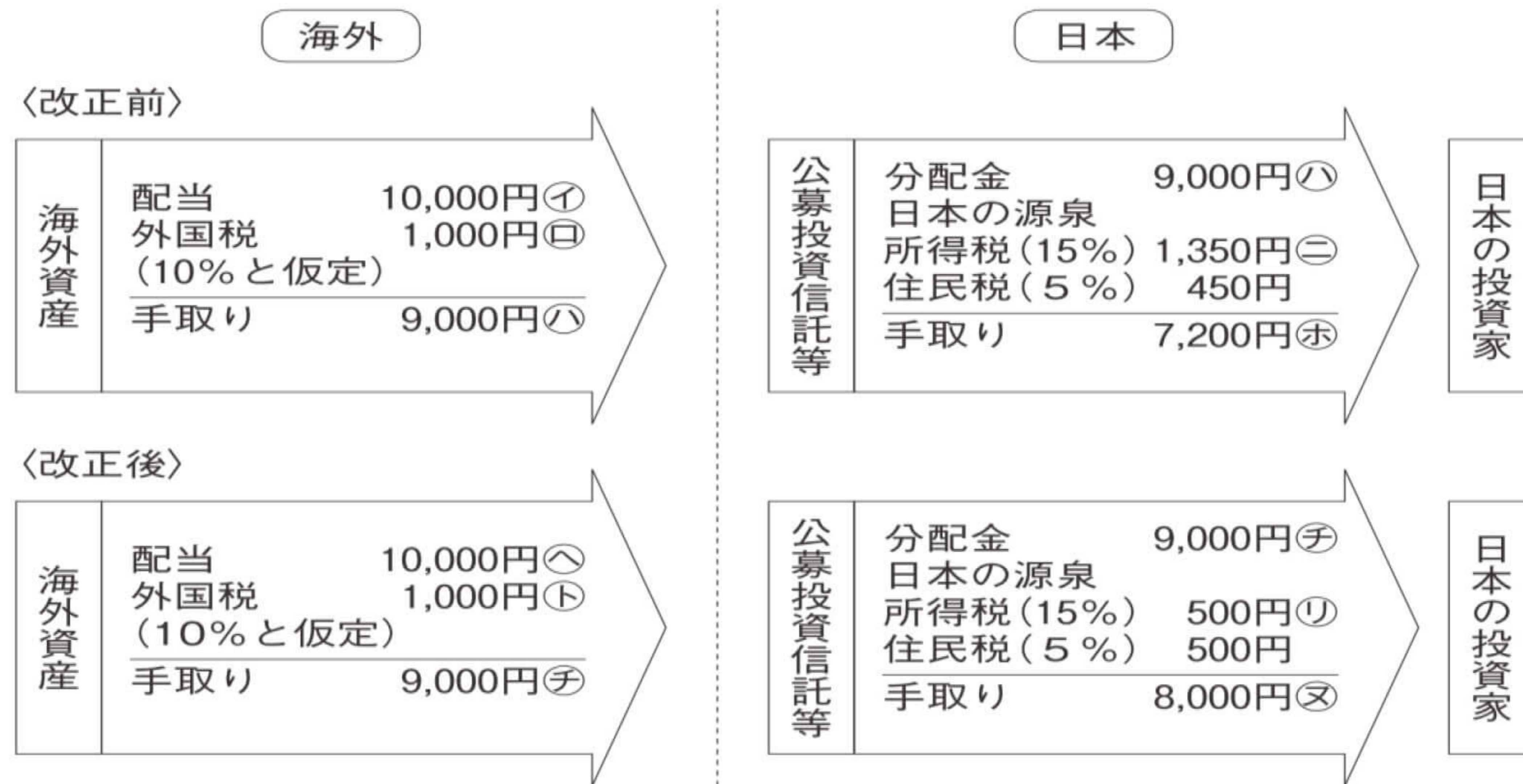


(圖 1) 環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖

說明

- (1) 環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖，係指環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖而言。
- (2) 環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖，係指環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖而言。
- (3) 環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖，係指環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖而言。
- (4) 環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖，係指環境影響評估法施行細則及施行規則之修正關係圖而言。

【図説】 ※便宜上、復興特別所得税は考慮していない。



$$\text{※⑪} : \frac{\text{海外からの分配金} + \text{外国税}}{\text{一度グロスに戻す}} = \frac{9,000\text{円}⑥ + 1,000\text{円}⑤}{\text{★}} \times \frac{\text{日本の源泉所得税率}}{15\%} - \frac{\text{分配時調整外国税相当額}}{1,000\text{円}⑤} = \frac{\text{日本の源泉所得税}}{500\text{円}⑪}$$

一度グロスに戻す ★1,000円⑤ + 500円⑪ = 1,500円で、結果的に15%の源泉所得税となる。住民税については、10,000円 × 5% = 500円が徴収される。

⑤：確定申告する場合は、1,000円⑤を「分配時調整外国税相当額」として、その年分の所得税の額から控除する。

分配時外国税相当額⑤の計算

$$(9,000\text{円}⑥ + 1,000\text{円}⑤) \times 15\% \times \text{外貨建資産割合} \text{ (本事例では100\%と仮定する。)} \\ = 1,500\text{円}⑬ \text{ (限度控除額)}^{\text{※}}$$

$$1,000\text{円}⑤ < 1,500\text{円}⑬ \Rightarrow \therefore 1,000\text{円}⑤ \text{ (限定控除額以内)}$$

※限度控除額は、所得税・復興税の額に外貨建資産割合を乗じた額。

(参考)

上記事例で、外貨建資産割合が50%と仮定すると、次のとおり限度控除額は750円となり、分配時調整外国税相当額は750円となる。

$$(9,000\text{円}⑥ + 1,000\text{円}⑤) \times 15\% \times \text{外貨建資産割合} 50\% = 750\text{円}⑭ \text{ (限度控除額)}$$

$$1,000\text{円}⑤ > 750\text{円}⑭ \Rightarrow \therefore 750\text{円}$$

【解説】

〈改正前〉

1. 海外資産の運用で配当が10,000円①あり、外国税1,000円②が控除され、9,000円③が日本の公募投資信託等に分配される。
2. 日本の公募投資信託では、分配金9,000円③から、日本の源泉所得税(15%) 1,350円⑧及び住民税(5%) 450円が控除され、日本の投資家には手取り7,200円⑨が分配される。

〈改正後〉

1. 海外資産の運用で配当が10,000円④あり、外国税1,000円⑤が控除され、9,000円⑥が日本の公募投資信託等に分配される(改正前1.と同じ)。
2. 日本の公募投資信託では、分配金9,000円⑥から、日本の源泉所得税500円⑪及び住民税(5%) 500円が控除され、日本の投資家には手取り8,000円⑫が分配される。

1. 1990년대 초반부터 시작된, 2000년대 초반까지 이어진
경제적, 사회적, 문화적, 정치적, 종교적, 환경적
변동기이다.

2. 1990년대 초반부터, 2000년대 초반까지 이어진
경제적, 사회적, 문화적, 정치적, 종교적, 환경적
변동기이다.

3. 1990년대 초반부터, 2000년대 초반까지 이어진
경제적, 사회적, 문화적, 정치적, 종교적, 환경적
변동기이다.

4. 1990년대 초반부터, 2000년대 초반까지 이어진
경제적, 사회적, 문화적, 정치적, 종교적, 환경적
변동기이다.

5. 1990년대 초반부터, 2000년대 초반까지 이어진
경제적, 사회적, 문화적, 정치적, 종교적, 환경적
변동기이다.

Q5-5 外貨建取引を行った場合の邦貨換算について教えてください。

A 個人の方が、外貨建て取引を行った場合の邦貨換算レートは、次のとおりです。

▶ 原則 … TTM (所得税基本通達 57 の 3-2)

次の方法をとることもできます。

▶ 株式譲渡 … 収入は TTB、取得費は TTS (措置法通達 37 の 10・37 の 11 共-6)

▶ 不動産所得・事業所得・雑所得・山林所得

… 原則は TTM。ただし、継続適用を条件として、収入・資産は TTB、仕入・必要経費・負債は TTS も可 (所得税基本通達 57 の 3-2 ただし書)。

国外において不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得を生ずる個人で、その業務について損益計算書、収支内訳書を外国通貨表示で作成している場合は、その年の年末における為替相場により換算することができます (所基通 57 の 3-7)。

この邦貨換算に当たっては、継続適用を条件として、その年の電信売買相場の仲値 (TTM)、電信買相場 (TTB)、電信売相場 (TTS) の年平均値を使用して換算することができます (所基通 57 の 3-7 注書)。

▶ 不動産譲渡… 原則は TTM。ただし、譲渡代金として受領した外国通貨を直ちに売却し本邦通貨としている場合、収入は TTB で、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに取得費・譲渡費用に充てている場合は、取得費・譲渡費用は TTS も可 (所得税基本通達 57 の 3-2 注書 4)。 (参照: 国税庁ホームページ)

▶ 給与所得・利子所得・配当所得

… TTM (所得税基本通達 57 の 3-2)

◎ 換算する日は、その取引を計上すべき日の為替相場 (所得税基本通達 57 の 3-2)

◎ 円換算に係る日に為替相場がない場合

… 同日前の最も近い日の為替相場 (所得税基本通達 57 の 3-2 注書 3(1))

例えば、令和 5 年 3 月 25 日 (土) は為替相場がありませんので、令和 5 年 3 月 24 日 (金) の為替相場の数値により換算します。

《コラム》

円換算にどのレートを採用するかによって、どのような違いが生じるのでしょうか？

例えば米ドルの場合、為替手数料は TTS、TTB それぞれ TTM±1 円です (為替手数料は通貨により異なります)。

TTM が 100 円とすると、TTS は 101 円、TTB は 99 円となります。収入は TTB、必要経費は TTS を採用することにより、収入及び必要経費とも TTM を採用した場合に比べ、所得金額が少なく計算されることとなります。

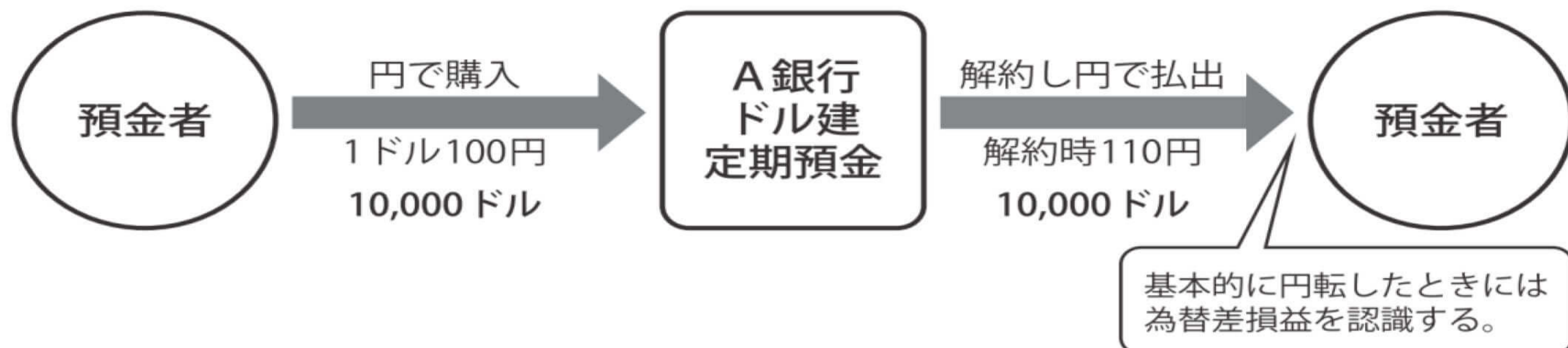
Q

為替差損益の税務上の取扱いについて教えてください。

A

6つの事例で説明します。

事例1 円で外貨を購入し、その後解約し円で受け取った。



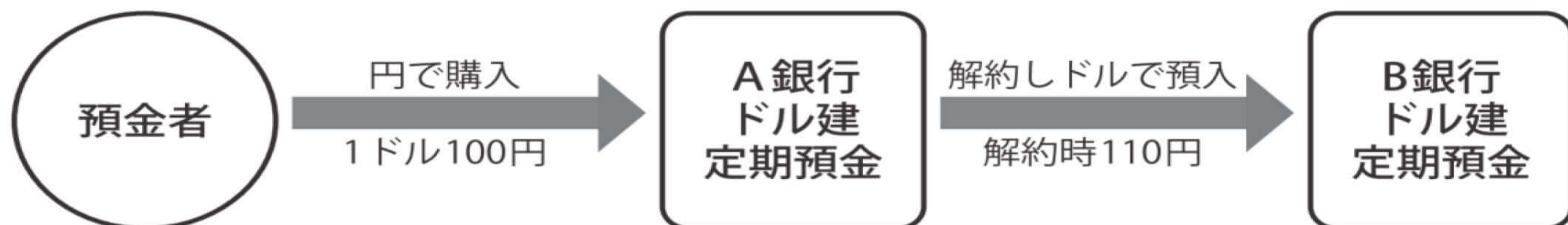
●為替差益を認識します。

$$(110\text{円}/\text{ドル} - 100\text{円}/\text{ドル}) \times 10,000\text{ドル} = 100,000\text{円}$$

→外貨建取引とは、外国通貨で支払いが行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいいます。

外貨建取引を行った場合には、当該外貨建取引を行ったときにおける外国為替の売買相場により換算した金額により、所得の金額を計算します（所法57の3①）。

事例2 外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益（銀行は異なるが同じドル預金）



●為替差益を認識する必要はありません。

→元本について、①同一の金融機関に、②同一の外国通貨で、③継続して預け入れる場合は、外貨建て取引に該当しません（所令167の6②）。

1. 在 100 的圆圈中，填入 100 的因数。

2. 在 100 的方框中，填入 100 的因数。

例 1 在 100 的圆圈中，填入 100 的因数。



例 2 在 100 的方框中，填入 100 的因数。

在 100 的方框中，填入 100 的因数。

例 3 在 100 的方框中，填入 100 的因数。



例 4 在 100 的方框中，填入 100 的因数。

在 100 的方框中，填入 100 的因数。

123 **PROBABILITY OF A SINGLE EVENT OCCURRING IN A GIVEN PERIOD OF TIME**



124 **PROBABILITY OF A SINGLE EVENT OCCURRING IN A GIVEN PERIOD OF TIME**

EXAMPLE: A company has 1000 employees. The probability of an employee being absent on a given day is 0.001. What is the probability that exactly 10 employees will be absent on a given day?

125 **PROBABILITY OF A SINGLE EVENT OCCURRING IN A GIVEN PERIOD OF TIME**



126 **PROBABILITY OF A SINGLE EVENT OCCURRING IN A GIVEN PERIOD OF TIME**

EXAMPLE: A company has 1000 employees. The probability of an employee being absent on a given day is 0.001. What is the probability that exactly 10 employees will be absent on a given day?

